

公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程の一部等を改正する規程をここに公布する。

2024年10月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第5号

(組織に関する規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程(2019年4月1日規程第1号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(職員) 第4条 略。 2 前項の教員の職にあつては教授、准教授、講師及び助教_____とし、特任教員の職にあつては特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教とする。	、 及び助手 。

(職名及び辞令式に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員職名及び辞令式に関する規程(2019年4月1日規程第52号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(教員の職位名等) 第3条 教員の職位名として、教授、准教授、講師及び助教_____を置く。 2～5 略	、 及び助手

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(2019年4月1日規程第54号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(職員の勤務時間の割振り) 第6条の2 1～2 略 3 理事長は、職員(細則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、第1項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより、次の各号に掲げる職員の申告を経て、当該各号に定める期間(次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき第5条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 教員及び特任教員(助教_____に限る。) 3月間 (2) 略 4 略	及び助手

(改正前)	(改正後)
<p>(専門業務型裁量労働制)</p> <p>第10条 職員就業規則第3条に規定する教員及び特任教員(助教_____を除く。)については、労基法第38条の3に規定する手続を経て専門業務型裁量労働制を適用する。</p>	及び助手

(職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程(2019年4月1日規程第71号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)																		
<p>別表第1 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 この表は教授, 准教授, 講師及び助教_____並びに特任教授, 特任准教授, 特任講師及び特任助教に適用する。</p> <p>別表第5(第3条関係)</p> <p>(1) 教育職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>助教_____の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	助教_____の職務	2級	略	3級	略	4級	略	<p>及び助手</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 200px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 200px; height: 20px; text-align: center;">及び助手</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 200px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 200px; height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>				及び助手				
職務の級	基準となる職務																		
1級	助教_____の職務																		
2級	略																		
3級	略																		
4級	略																		
	及び助手																		

(職員就業規則の一部改正)

第5条 公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則(2019年4月1日規程第44号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 略</p> <p>(退職)</p> <p>第44条 職員は, 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは, 当該各号に掲げる日に退職する。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <hr/> <hr/>	<p><u>2</u> 公立大学法人神戸市看護大学職員の任期に関する規程(2024年10月31日規程第6号)で定めるところにより任期を付して雇用される教員については, 同規程で定めるもののほか, この就業規則を適用する。</p> <p><u>3</u></p> <p>(3) 第3条第2項に規定する任期を付して雇用される教員について, 任期が満了した場合 任期満了の日</p>

(改正前)	(改正後)
<u>(3)</u> 略	<u>(4)</u>
<u>(4)</u> 略	<u>(5)</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年4月1日より施行する。